



事 務 連 絡
令和6年6月21日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

感染症免疫学的検査の取扱いについて

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年 厚生労働省告示第57号）別表第一（医科点数表）において、「D012 感染症免疫学的検査」の一つとして「28 ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性、SARS-CoV-2抗原定性」が規定されているところである。

これに関して、令和6年6月21日付けで薬事承認された下記の体外診断用医薬品については、令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの見直し以前に承認申請が行われていたことを踏まえ、令和6年6月21日より保険適用することとするので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

記

「Rapi COVID-19検査キット」（ローゼンバーグメディカル株式会社）